

富山県済生会富山病院患者送迎バス運行管理業務仕様書

1. 業務内容

本業務の名称は「患者送迎バス運行管理業務」とする。

2. 業務目的

富山県済生会富山病院周辺における、地域医療連携の推進、患者確保及び患者の利便性向上の観点から、交通手段を確保する事を目的とする。

3. 委託業務内容

- (1) 送迎バスの運行
- (2) 運行報告書の作成
- (3) 運行コースの作成企画
- (4) 事故処理全般及び委託者への報告
- (5) 運行車両の準備
- (6) 上記のほか、当該業務の目的を達成するために必要な業務

4. 委託期間

契約締結から1年間とする。

ただし、開始時期については、委託者、受託者双方の話し合いで決定することができる。

5. 業務上限額

今回の事業の業務委託上限額は6,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)とする。ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

6. 受託者の要件

- (1) 安全運転を管理する責任者を配置していること。
- (2) 運転担当者の選定審査を行っていること。
- (3) 運転担当者の教育研修を実施していること。
- (4) 病院・学校等の送迎の実績があること。

7. 運行管理日(稼働日数)

月曜日から金曜日の毎日

(ただし国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は運休とする)

8. 運航コース（基本案）

- (1) 新庄校下
- (2) 岩瀬校下
- (3) 水橋校下

ただし、受託者が合理的なルートを提案した場合、委託者はその提案に基づき、ルートを変更できる。

9. 運行管理時間

基本条件は次のとおりである。

- (1) 第一便は、富山県済生会富山病院に到着する時刻を8時20分と設定すること。
- (2) 最終便は、富山県済生会富山病院に到着する時刻を15時00分と設定すること。
- (3) 上記の条件を踏まえたうえで、1便あたり60分程度とし、計6便以上運行すること。

10. 運賃

利用者から料金は徴収しない。

11. 運行車両

- (1) 委託者において、マイクロバス（定員10名）1台を患者送迎バス専用車両として準備する。
- (2) 車両整備費用（法定点検を含む）、車検費用、燃料代、税金、保険等、車両を運行管理するに必要な経費については、委託者の負担とする。

12. 報告等

- (1) 受託者は業務日誌を作成・保管し、1箇月分をまとめた月報を作成のうえ、委託者に提出すること。
 - ・車両運行管理日誌
 - ・乗降人員報告日誌等
- (2) 委託者が求めた際には、運行実態が確認できる関係書類を速やかに提示すること。
- (3) 緊急時の連絡体制を整備し、事前に委託者へ提出すること。

13. 運行体制

- (1) 受託者は、業務を執行するに当たり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させること。
- (2) 運転中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに事故調査を行い、委託者へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。また、空白期間を作らないよう代車の手配を行うこと。なお、苦情についての対応も同様とする。

- (3) 受託者は、運行ダイヤや運行ルートその他、受託事業に係る問合せに対し、誠意をもって対応すること。
- (4) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 運行中に積み残しの発生や目的外利用が確認された場合の対応策を構築すること。
- (6) 車いす利用者の乗車については、(一定の条件下にて) 行うこと。
- (7) 受託者は、点検、清掃、整備等、安心、安全、快適な運行に支障を生ずることがないように努めること。

1 4. 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものは、この限りではない。
- (2) 任意保険、その他必要な保険については、委託者が加入するものとする。

1 5. その他

- (1) この仕様書に規定する事項は、法令及び監督官庁の指導に則り、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書によるものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が契約 約款に基づき誠意を持って 協議のうえ定めるものとする。

以 上